

豊中市公共交通に係る現状分析及び協議会運営等支援業務委託 特記仕様書

1. 総 則

本特記仕様書は、豊中市が実施する「豊中市公共交通に係る現状分析及び協議会運営等支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

また、本特記仕様書に明記されていない事項については、大阪府都市整備部発行の「測量・調査及び設計業務等委託必携」（最新版）に準拠して行うものとする。

2. 業務目的

本市は、広域交通に加え、鉄道、路線バスなどの地域交通網により、公共交通に対する市民の満足度が高いまちであるとの評価を得ている。

一方で、少子高齢化の進行による人口減少や、北大阪急行線の延伸事業など、公共交通を取り巻く環境の変化や、将来予測される新たな課題に備える必要がある。

このような背景から、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、本市の公共交通がめざすべき姿の実現に向けた取組み施策を進めるため、「豊中市公共交通改善計画」及び、その具体的施策の実施に係る「豊中市公共交通改善実施計画」の策定を行った。

本業務は「豊中市公共交通改善計画」、「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標の算出、評価及びこれらを基に進めている具体的実施施策について、その評価、見直し等を行うための現状分析を行うものです。

また、公募市民、学識経験者等からなる「豊中市地域公共交通協議会」と、協議会に並行して開催される市民説明会における運営補助を行うとともに、「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標として活用するためのアンケートについて、その構成案の作成、実施、集計、分析を行う。

3. 管理技術者等

配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 以下のいずれかの資格等を有するものであること。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画、または道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(2) 同種または類似業務等の実績

- ・同種：豊中市における交通計画に関する業務
- ・類似：平成30年度以降に完了した国、地方公共団体等による発注業務のうち、交通計画に関する業務

4. 再委託の禁止

受注者は、以下に示す本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。

- (1) 計画策定及び進行管理
- (2) 資料の解析
- (3) 技術的判断
- (4) 報告書の取りまとめ

5. 参考資料

本業務の実施にあたり、必要に応じて、以下の資料を参考とすること。但し、受注者独自の調査資料等を用いることを妨げるものではない。

- (1) 豊中市公共交通改善計画（市ホームページにて公開）
- (2) 豊中市自転車活用推進計画（市ホームページにて公開）
- (3) 豊中市地域公共交通協議会（第1回～第9回）会議録・配布資料
（市ホームページにて公開）

6. 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 公共交通改善計画及びそれに基づく実施計画の事業評価及び見直し検討

平成30年度から令和2年度に策定された以下の諸計画について、計画内の評価指標の算出、事業評価に伴う見直し作業を行う。

- ・豊中市公共交通改善計画
- ・豊中市公共交通改善実施計画【交通不便地改善施策・西部地域編】
- ・豊中市公共交通改善実施計画【東西軸の強化施策編】
- ・豊中市公共交通改善実施計画【交通不便地改善施策・南部地域編】
- ・豊中市自転車活用推進計画

具体的には、以下の各号の作業を行うものとする。

- 1) KPIの算出及び現状分析

各計画に定まる以下の各指標について、算出を行う。

- ・乗合タクシー事業について、その利用状況を運営事業者の報告を分析し、乗合率、成立率、定期運行効果などの指標を算出する。
また、利用者へのアンケート調査など必要な調査及び次項の説明会等を参考に、西部地域において令和4年4月より、南部地域において令和4年10月より実施予定の各見直しについて案の検討を行うこと。
- ・豊中東西線バス事業の利用状況について、運営事業者の報告を分析し、評価指標の算出を行う。
また、アンケート調査など、必要な調査を行い、令和4年10月より実施予定の見直しについて案の検討を行うこと。
- ・自転車活用推進計画において、シェアサイクルの利用状況について運営事業者の報告を整理すること。

- 2) 市民説明会等の開催補助及びその内容の計画への反映

計画の評価、見直しにあたっては、市民説明会、庁内会議、豊中市地域公共交通協議

会における議論や意見を反映するものとし、下記市民説明会等について、説明資料等の作成、当日の技術的助言及び議事録の作成等運営補助を行う。

- ・西部地域意見交換会（4地区×2回程度）
- ・南部地域意見交換会（3地区×2回程度）

(2) 未着手の事業に係る実施方針の検討及び公共交通に係るデータ分析

1) 豊中市公共交通改善計画及び自転車活用推進計画における施策推進の検討

各計画にて取り組むべき施策に記載している以下の施策の推進について検討を行い、提案が可能な施策について具体的な実施方針の提案を行う。

- ・豊中市公共交通改善計画

⑤乗継利便性の向上、⑦バス利用環境の改善、⑨モビリティマネジメントの推進

- ・豊中市自転車活用推進計画

④自転車利用推進の啓発、⑤自転車通勤の推進、⑥散走の推進

2) 公共交通の現状についての整理検討

現在の地図上に落とし込んだ「交通空白地」、「交通不便地」の算出による交通弱者の洗い出しに加え、現状アプローチできていない層への働きかけに係る施策実施方針の基礎とすることを目的として、市保有の医療、福祉分野等のデータ及び、当課で実施中の事業等に係るデータを活用、分析し、それに基づく実施方針の検討、提案を行う。

なお、実施方針の検討・提案を行うにあたり、乗合タクシー事業及び豊中東西線バス事業のほか、地域を限定して実施予定の移送に関する実証実験なども想定し、検討提案を行うこと。

(3) 協議会等運営補助

年度内に1回開催予定の「豊中市地域公共交通協議会」における運営補助として、協議会提示資料及び説明資料等の作成、協議会での技術的な助言及び議事録の作成等を行う。

(4) 打合せ協議

- 1) 設計協議は、初回、中間、成果品納入時以外、関係部局、関係機関等の各協議時に必要に応じ、参画すること。
- 2) 第1回打合せ、成果品納入時には、管理技術者が立会うこと。

(6) 成果品

- 1) 報告書は、A4版で黒表紙、金文字製本とし、1部提出すること。
- 2) 電子データは、CD等市の指定するファイル形式にまとめて提出すること。

委託報告書

○業務実施計画書

○アンケート調査結果集計表

○事業実施に向けた検討報告書、交通弱者の洗い出しに係るデータ分析結果

○調査資料・参考資料・根拠資料・図面・写真等

○打合せ、協議等の議事録

○報告書一式の電子データ（PDF、CADデータ等）

○その他 協議用資料等

※作成した全てのデータは本市に帰属するものとする。

7. その他

- (1) 受注者は、本特記仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合、監督職員と協議すること。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 前号は、プロポーザル参加時において同様とする。